

株式会社グリーンパワーインベストメント  
「下北風力発電事業計画段階環境配慮書」  
に対する意見について

平成26年12月26日  
経 済 産 業 省  
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ  
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「下北風力発電事業計画段階環境配慮書」について、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。  
意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 青森県下北丘陵の中心を北から南にはしる尾根
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出 力 : 最大130,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成26年10月 3日
環境大臣意見受理	平成26年12月12日
経済産業大臣意見	平成26年12月26日

問合せ先: 電力安全課 磯部、長井、笠原  
電話03-3501-1742(直通)

株式会社グリーンパワーインベストメント  
「下北風力発電事業計画段階環境配慮書」  
に対する意見

1. 対象事業実施区域の設定

- (1) 事業実施想定区域は下北丘陵の主脈及び支脈に南北13キロメートルにわたり設定されており、今後、区域設定に際して自然環境の保全について考慮する必要があることから、対象事業実施区域の設定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業実施想定区域からの絞り込みの検討経緯を明確にし、比較すること。
- (2) 事業実施想定区域には、水源のかん養、土砂の流出防備及び干害の防備を目的として指定されている保安林並びに自然環境保全基礎調査の植生区分が、「ブナクラス域自然植生」及び「ブナクラス域代償植生のうち植生自然度の高いブナーミズナラ群落」となっている区域が尾根筋を中心にまとまって広く分布しているほか、本事業に活用可能な既存道路が存在しない区域、起伏のある地形となっている区域及び森林更新が困難な風衝地も存在している。特に、事業実施想定区域の南部においては、ブナーミズナラ群落が自然植生と連続的に分布している。これらのことから、尾根筋周辺の森林を伐開し地形を改変した場合には、直接改変による森林及び生態系の消失が想定されるほか、閉鎖した森林が伐開され卓越風や低温にさらされることによる林縁部の劣化等の自然環境への影響が生じるおそれがある。また、自然度の高い植生、尾根筋、沢筋、風衝地等の生態系は、生物多様性の保全上重要かつ壊れやすく回復が困難なところである。

したがって、今後の方法書以降の手続きにおける現地調査及び予測結果を踏まえた上で、準備書における対象事業実施区域の設定に当たっては、自然環境保全基礎調査の現存植生図における植生区分が「自然植生」の区域、尾根筋やその周辺における「代償植生」のうち自然度の高いブナーミズナラ群落等の区域及び既存道路が存在せず、これらの区域等を改変しない限り風力発電設備等が設置できない区域については除外すること。

これらの考え方を踏まえ、原則として、事業実施想定区域の南冷水林道南端以南は除外すること。なお、植生に係る現地調査を行う場合は、十分な調査を行い、その結果を踏まえた予測及び評価を準備書に記載すること。調査に当たっては、第7回自然環境保全基礎調査の植生調査と同等以上の調査を

行うこと。

また、上記以外の公益的機能の発揮が特に必要な区域、既存道路が存在しない区域、急峻な尾根筋や起伏のある地形となっている区域についても、極力除外すること。

さらに、事業実施想定区域に存在する河川の源流部についても、事業実施により土砂や濁水の流入による水質や水生生物の生息環境への影響が懸念されることから、極力除外すること。

## 2. 各論

### (1) 鳥類について

事業実施想定区域及びその周辺においては、既存資料や文献においてイヌワシ、クマタカ、オオタカ等の猛きん類の生息が確認されている。このため、風力発電設備への衝突事故等によるこれら鳥類への重大な影響を回避するため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、重要な鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、影響を評価し、反映すること。

また、猛きん類の調査、予測及び評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省自然環境局）の考え方も踏まえて行うこと。

### (2) 水生生物について

本事業の実施により、沢筋等への土砂や濁水の流入に伴う重要な水生生物への影響が懸念される。このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、沢筋等から距離を確保するとともに、工事実施時の土工量を抑制し、かつ、土砂の流出等を最小限に抑えること等により、重要な水生生物への影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 植物について

- ① 事業実施想定区域において、イブリハナワラビ、ムラサキ等の重要な植物の主要な生育環境及び重要な植物群落であるチシマザサーブナ群落、ブナーヒノキアスナロ群落等が存在しており、重要な植物及び植物群落への影響が懸念される。このため、重要な植物に対する重大な影響を回避するため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、重要な植物種に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、影響を評価し、反映すること。
- ② 南冷水林道南端以北の区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、既存道路や平坦な無立木地等を活用することにより、新たな森林の伐開と地形改変を回避又は極力低減すること。なお、現地調査の結果に基づく、除外すべき区域（「自然植生」の区域、尾根筋やその周辺における「代

償植生」のうち自然度の高い植生となっている植生であるブナーミズナラ群落等の区域及び既存道路が存在せず、これらの区域等を改変しない限り風力発電設備等が設置できない区域)を除いた区域において、新たに風力発電設備等の配置等の検討に当たる場合も、同様とすること。また、南冷水林道南端以北の区域の尾根筋は、既に、これまでの人為的改変と強風の影響等により森林の更新が阻害され疎林状態となっていることから、今後の事業の検討に際しては、森林管理者とも十分に調整し、裸地化の防止及び森林の健全化に十分に配慮すること。

- ③ 上記の1.(2)並びに2.(3)①及び②により、重要な植物種及びその生育地への影響を回避又は十分に低減できない場合は、基数の大幅削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

#### (4) 生態系について

- ① 事業実施想定区域には、自然植生やブナクラス代償植生のうち植生自然度が高いブナーミズナラ群落、保安林に指定された森林、国有林において自然維持を目的とした機能類型の森林等が、主に尾根筋にまとまって存在するほか、起伏のある地形となっている区域や森林更新が困難な風衝地も存在している。尾根筋や沢筋の生態系は生物多様性の保全上重要であり、壊れやすく、回復が困難でもあることから、2.(3)②と同様とすること。

- ② 上記の1.(2)及び2.(4)①により、生態系への影響を回避又は十分に低減できない場合は、基数の大幅削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

#### (5) 発生土について

本事業の実施に当たっては、既存道路の拡幅、取付道路の敷設、尾根筋の改変等に伴う発生土による自然環境への影響が懸念される。このため、既存道路の拡幅面積の最小化や既存道路の有効活用による道路新設の最小化、起伏のある尾根筋の改変を回避すること等により、発生土量を抑制するよう計画すること。また、土量収支の均衡に努め、残土については、場外処分場へ搬出することを基本とすること。

### 3. その他

- (1) 事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が設置済又は環境影響評価手続中であることから、これら風力発電設備等のうち本事業との累積的な影響が想定されるものについては、明らかになっている情報を踏まえ本事業との累積的な影響について予測及び評価をすること。
- (2) 方法書以降の図書において、本事業における配慮事項を明らかにするとともに、環境保全の配慮に係る検討経緯及びその内容並びに、より熟度の高い予測及び評価、環境保全措置の検討等についても明らかにすること。なお、

今後の配慮書の作成に当たっては、環境影響評価法及び関係する政省令等に沿って、計画段階配慮事項ごとに十分な調査、予測及び評価の結果を記載すること。